

がん検診の受診率向上について

悪性新生物は、昭和 56 年からわが国の死亡原因の第 1 位となり、現在に至っており、国民の生命及び健康にとって重大な問題となっています。

国は、平成 19 年 4 月がん基本法を制定、同年 6 月、同法に基づき「がん対策推進基本計画」を策定し、県においても、がん対策推進計画が策定され各種施策が進められてきているところです。

これらの施策の中で、がんの早期発見のため、国は受診率 50%を数値目標にしていますが、長野県の平成 20 年度の実態は、胃が 8.8%、肺が 13.8%、大腸が 16.8%、子宮が 19.2%、乳房が 5.7%と、目標にはほど遠い数字となっています。

については、受診率の向上に向け、市町村の相互乗り入れ制度の拡大やがん検診車の増車、検査機器の整備、医療従事者の確保等を進めるよう要望します。